

# 桜井市家族介護用品(紙おむつ等)給付事業のご案内

## 1、サービスについて

- ・裏面のカタログの中から商品・数量を選び、選んだ商品が偶数月に自宅へ配達されます。
- 商品は、下記の限度額までを桜井市が負担します。

☆限度額 7,000円/2ヶ月分

## 2、給付対象条件(下記の全てに該当すること)

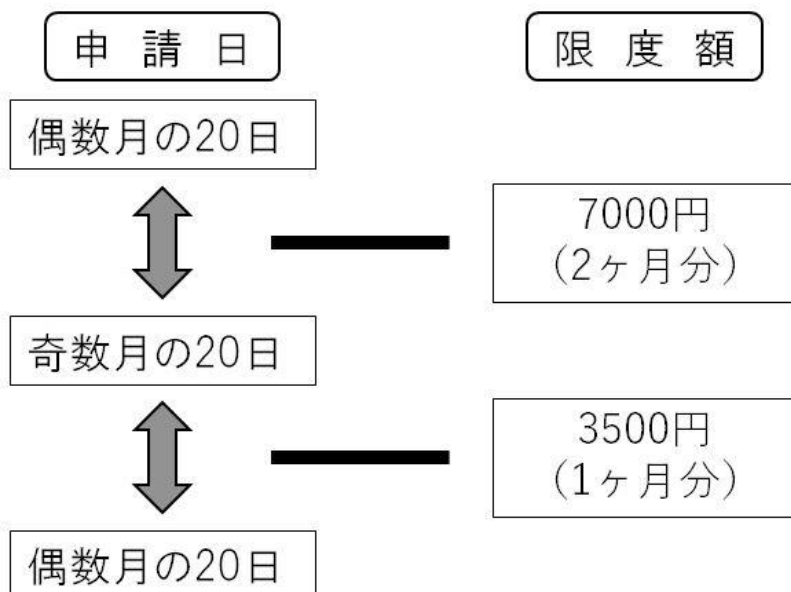
- ・市内に住所を有すること。
- ・介護保険の要介護認定が【要介護3、4、5】の方
- ・在宅で介護を受けていること。
- ・市区町村民税が非課税世帯であること。

## 3、商品の変更希望等について

- ・商品の「変更」や「取り止め」は、奇数月の15日までに下記の問い合わせ先へ連絡ください。  
(※変更の連絡が間に合わなかった場合、商品の返品及び交換は致しかねます。必ず上記の期日までに連絡を行ってください。)

## 4、注意事項

- ・紙おむつは原則、偶数月に2ヶ月分を配達します。ただし初回配達分に関しては、申請日によって取り扱いが異なります。  
(下記の表を参考に「初回配達分」及び「2ヶ月分」を選択し別紙申請用紙にて申請ください。)
- ・紙おむつを受取の際、受領書への押印若しくは署名が必要となります。
- ・商品を誤って注文した場合、開封・未開封に関わらず返品及び交換は致しかねます。
- ・限度額を超える注文はできません。



### 【 問い合わせ先 】

- 担当課  
桜井市高齢福祉課
- 住所  
桜井市粟殿432-1
- 連絡先  
0744-42-9111  
(内線 2173)